

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

松本市立本郷小学校

1 いじめに対する基本姿勢

(1) いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは「どの学校、どの学級でも起こり得るもの」、「いつでもだれでもが被害者にも加害者にもなり得るもの」という基本認識に立ち、「人権尊重」や「人としての尊厳」を大切に慈しむうえで、誰もが向き合う課題としてとらえていく。児童一人一人が、かけがえのない存在として、「生き生きとした学校生活を送る」権利主体であるということを強く受け止め、状況によっては、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、教職員が一丸となって、いじめのない学校づくりに組織的に取り組んでいく必要がある。

本校は、学校教育目標に掲げる「自他ともに認め合える子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいく。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第 2 条】

(3) いじめの基本認識

1. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。
2. いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行うこと。
3. いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。
4. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
5. 学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

2 いじめの防止のための取組

(1) 教職員による指導について

ア 人間の尊厳という考え方にに基づき、一人一人の児童をかけがえのない存在として大切にすることを指導の基本とする。

- イ 児童と共に活動することを通して、児童と児童、児童と教師のふれあいと相互理解を図りながら、学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障すると共に、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- ウ 自己有用感や自己肯定感、自尊感情を育むため、一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- エ 1時間1時間の授業の充実を図り、児童一人一人の学力を保障するとともに、主体的に問題や課題を解決する学習を通して達成感・成就感を味わわせる。
- オ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- カ あらゆる教育活動の場において「いじめは絶対に許さない」という姿勢をもつ。
- キ いじめの定義を共通理解し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有する。
- ク 保護者、地域住民及びその他の関係者と連携を図り、いじめ防止の活動に取り組む。

(2) 児童に培う力とその取組

- ア 自他共にかけがえのない存在として互いに理解し合い、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心や生命尊重の心を育む。
- イ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童一人一人がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- ウ 学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

3 いじめ防止等の対策のための組織的な取り組み

いじめの防止等を効果的に行うため、学校・家庭・地域がそれぞれの取組を進めるとともに、連携を図りながら、常に情報を共有し、いじめの未然防止・早期発見に努める。

(1) いじめ・不登校防止対策委員会

定期的かつ臨時的に開催し、基本方針に基づく年間計画の作成や取組の推進、いじめが疑われる事案の情報共有や指導・支援体制等対応方針の決定、いじめの認知などを組織的に実施できるようにする。

【開催】

- ・定例：学期に1回程度
- ・臨時：アンケートや相談などにより、いじめが疑われる事案が発生した場合

【構成】

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、該当学年主任、該当学級担任 自立支援教員(※事案の態様によっては全職員)が参加する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、PTA代表者、民生児童委員、その他関係機関が入る。

(2) 校内指導体制

学級担任・教職員	◇早期対応は、いじめを許さない担任の姿勢を日々、伝えることから始まる。 ◇インターネットや携帯メール等に関わるいじめ防止に対する情報モラル学習を進める。 ◇人権教育・人権感覚を磨く学習を計画的に実施する。 ◇いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識をもつ。 ◇話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。 ◇一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。 ◇小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ◇いろいろな立場の子どもの思いをとらえる場を設定して対応する。 ◇子ども同士が触れあい、互いの理解を深める場や活動・学習を設定する。 ◇訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。 ◇いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。 ◇把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。
学年主任	◇早期対応は、いじめを許さない学年の姿勢を日々、伝えることから始まる。 ◇人権教育・人権感覚を磨く学習を計画的に実施する。 ◇学年での調査等を企画し、定期的に児童生徒の状況把握に努める。 ◇学年・学級の学習や生活の様子に目を配りいじめなどの問題の早期発見に努める。 ◇いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。
専科	◇ 特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。 ◇ いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力する。
生徒指導・教育相談・養護教諭	◇学級担任を精神的に支える。(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。) ◇家庭と同じ土俵に立つ。(共感的に受け止める。解決への努力を示す。) ◇相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ。 ◇いじめを学級や学年だけの問題にしない。 ◇学年会、生徒指導部会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について育意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。 ◇必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。 ◇関係機関との連携を強化し、専門機関等との相談体制を整えておく。 ◇保健室に駆け込むいじめられた子には心に寄り添った柔軟な考えや構えを持って接する。 ◇信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、人間関係の大切さに気付かせる。 ◇訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。 ◇いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。 ◇把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。
教頭	◇「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。 ◇「いじめ」指導の留意点について職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ◇児童の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるための研修を実施する。 ◇全教育活動の中で児童生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。
校長	◇校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消を図る。

4 いじめの問題に対する早期対応

■いじめられている子に対して

いじめられている子への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって聞くことである。

- ① 受容: つらさや悔しさを十分に受け止める。→傾聴の姿勢
- ② 安心: 具体的支援内容を示す。→教師は絶対的な味方
- ③ 自信: 良い点を認め励まし、自信を与える。
- ④ 回復: 人間関係の確立を目指す。→交友関係の醸成
- ⑤ 成長: 自己理解を深め、改善点を克服する。→自立の支援 * 心理的ケアを十分に行う

■いじめている子に対して

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

- ① 確認: いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
→はっきり確認がとれるまでは頭ごなしに決め付けない
- ② 傾聴: 不満・不安等の訴えを十分に聴く。→受容的態度
- ③ 内省: いじめられる子のつらさに気付かせる。
→いじめは絶対にいけないことの指導 →いじめている子もつらい立場かもしれない
- ④ 処遇: 課題解決のための援助を行う。→いじめのエネルギーの善用を図る。
- ⑤ 回復: 役割体験等を通じて所属感を高める。→成長への信頼* 心理的ケアを十分に行う

■いじめられている子の保護者に対して

教師と保護者のいじめに対する、基本的認識のズレが問題を複雑にする。

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。不用意な発言をしない。
・『いじめは重大な人権侵害である』との認識に欠ける発言
・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
・『被害者保護優先』を無視した発言・自己防衛的な発言
・被害者の『痛み』に共感を示さない発言・具体性のない発言
- ④ 家庭との連絡を密接にとり、被害者の保護者に具体的な取組を伝えて理解を得る。
(被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善・加害者の保護者への協力依頼)

■いじめている子の保護者に対して

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実をきちんと伝える。
- ② 保護者の心情を理解する(怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等)。
- ③ 具体的な助言をし、子どもの立ち直りを目指して共に取り組む。

■学級には

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う(当事者の了解・配慮)。
- ② いじめられた子に共感させ、いじめた子も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく傍観したり無関心であったりする意識を転換する。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導する。
- ⑥ 状況によって、学年主任や生徒指導主事、教頭、校長などが担任とともに授業に入り、計画的・継続的に児童への指導対応にあたる。

【学級での話し合いの進め方】

ア事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である

イ冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変革
ウ行動指針の発見…内省による具体的行動(是認、黙認→責任の確認)人権意識の育成、信頼感の確立
エ連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感

■関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① 校内いじめ防止対策委員会を中心に、市町村教育委員会の指導のもと、いじめ問題学校支援委員会等と緊密な連携を図る。
- ② 学校、家庭、関係機関(相談機関、警察等)との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。

5 重大事態が発生した場合の対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。